

(医療法の一部改正)  
第八条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。  
第七条の二第一項第八号を次のように改める。

八 独立行政法人地域医療機能推進機構

(特別会計に関する法律の一部改正)  
第九条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。  
第一百一条第三項第一号ルを同号ヲとし、同号又の次に次のように加える。

ル 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)第十六条第三項の規定による納付金

第一百一条第五項第一号ホを同号へとし、同号二の次に次のように加える。  
ホ 独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第三項の規定による納付金

第一百一条第七項第一号へ中、「第十六条第三項」の下に「及び独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第三項」を加える。

(健康保険法の一部改正)  
第十条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の二を次のように改める。  
第四条の二 削除

(厚生年金保険法の一部改正)  
第十一条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。  
附則第二十九条の三を次のように改める。

第二十九条の三 削除

(国民年金法の一部改正)  
第十二条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。  
附則第九条の五を削り、附則第九条の四の二を附則第九条の五とする。

(調整規定)

第十三条 施行日が介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)の施行の前日である場合には、同法の施行の前日までの間における新法第三条及び第十三条第三項の規定の適用については、新法第三条中、「第八条第二十七項」とあるのは、「第八条第二十五項」と、新法第十三条第三項中、「第一百五十五条の四十七第一項」とあるのは、「第一百五十五条の四十六第一項」と、「第一百五十五条の四十六第一項」とあるのは、「第一百五十五条の四十五第一項」とする。

(政令への委任)  
第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣 野田 佳彦  
厚生労働大臣 細川 律夫  
内閣総理大臣 菅 直人

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第七十四号

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律

(刑法の一部改正)

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第九十六条の三」を、「第九十六条の六」に、「第十九章 印章偽造の罪(第六百六十四条―第六百六十八条)」を、「第十九章の二 不正指令電磁的記録に関する罪(第六百六十八条の二・第六百六十八條の三)」に改める。

第九十六条中、「方法」を、「方法によりその封印若しくは差押えの表示に係る命令若しくは処分を」に、「二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する」を、「三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第九十六条の二を次のように改める。  
(強制執行妨害目的財産損壊等)  
第九十六条の二 強制執行を妨害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第三号に規定する譲渡又は権利の設定の相手方となつた者も、同様とする。

一 強制執行を受け、若しくは受けるべき財産を隠匿し、損壊し、若しくはその譲渡を偽装し、又は債務の負担を偽装する行為

二 強制執行を受け、又は受けるべき財産について、その現状を改変して、価格を減損し、又は強制執行の費用を増大させる行為

三 金銭執行を受けるべき財産について、無償その他の不利益な条件で、譲渡をし、又は権利の設定をする行為

第九十六条の三の見出しを、「公契約関係競売等妨害」に改め、同条第一項中、「入札」の下に、「で契約を締結するためのもの」を加え、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する」を、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、第二編第五章中同条を第九十六条の六とし、第九十六条の二の次に次の三条を加える。

(強制執行行為妨害等)  
第九十六条の三 偽計又は威力を用いて、立入り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 強制執行の申立てをさせず又はその申立てを取り下げさせる目的で、申立権者又はその代理人に対して暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

(強制執行関係売却妨害)  
第九十六条の四 偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(加重封印等破棄等)  
第九十六条の五 報酬を得、又は得させる目的で、人の債務に関して、第九十六条から前条までの罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。